

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規則	ページ
◎高知県都市計画法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告示	
○生活保護法による医療機関の指定 (福祉指導課)	2
○生活保護法による指定医療機関の廃止 の届出 (〃)	2
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	2
○区画漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め (漁業管理課)	2
○建築基準法による道の指定 (建築指導課)	4
○告示 (建築基準法による特定工程及び 特定工程後の工程の指定) の一部改正 (〃)	4
○告示 (港湾施設の概要) の一部改正 (港湾課)	4
公告	
○争議行為の予告 (雇用労働政 策課)	4
高知県公安委員会規則	
○特例施設占有者の指定等に関する規則	4
高知県選挙管理委員会告示	
○告示 (公職選挙法の規定による個人演説会等を開催で きる施設) の一部改正 <11・16掲示>	11
○高知市長選挙の高知県知事選挙との同時実施 <11・18掲示>	11
○高知市長選挙の高知県知事選挙との同時実施における 投票及び開票の順序の定め <〃>	11
○南国市長選挙の高知県知事選挙との同時実施 <〃>	11
○南国市長選挙の高知県知事選挙との同時実施における 投票及び開票の順序の定め <〃>	11
○宿毛市長選挙の高知県知事選挙との同時実施 <〃>	11
○宿毛市長選挙の高知県知事選挙との同時実施における 投票及び開票の順序の定め <〃>	11
監査公表	

○高知県職員措置請求についての監査の執行結果

12

規則

高知県都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第129号

高知県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

高知県都市計画法施行細則（平成16年高知県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第341条による固定資産税評価」を「による固定資産の評価」に改める。

第6条第2号中「別記第2号様式及び第3号様式」を「別記第2号様式及び別記第3号様式」に改める。

第14条第1号中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改める。

第15条ただし書中「第2号、第3号、第4号」を「第2号から第4号まで」に改め、同条第6号中「又は第4号」を削る。

第17条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2号ウ中「、又は(ち)項第3号若しくは第4号」を「又は(ち)項第2号若しくは第3号」に改め、同条第3号カ中「市町村」を「市町」に改め、同号サ中「、又は(ち)項第3号若しくは第4号」を「又は(ち)項第2号若しくは第3号」に改め、同条第7号ウ中「、又は(ち)項第3号若しくは第4号」を「又は(ち)項第2号若しくは第3号」に改め、同条第8号イ(イ)を次のように改める。

(イ) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条の規定により作成され、又は変更された関連事業計画に基づく移転

第17条第8号エ中「、又は(ち)項第3号若しくは第4号」を「又は(ち)項第2号若しくは第3号」に改める。

第21条中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改める。

第27条中「午前9時から午後4時30分まで」を「県の執務時間内」に改める。

別記第10号様式中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改める。

別記第15号様式中「第29条・第35条の2・第41条・第42条・第43条・第53条」を「第29条第1項・第29条第2項・第35条の2第1項・第41条第2項・第42条・第43条第1項・第53条第1項」に改める。

別記第16号様式中「第29条第1項第1号」を「第29条第1項第3号」に、「法第29条第1号」を「都市計画法第29条第1項第3号」に、「7の欄」を「7欄」に改める。

別記第19号様式中「第43条第1項」を「第43条第1項の規定」

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月30日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第130号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

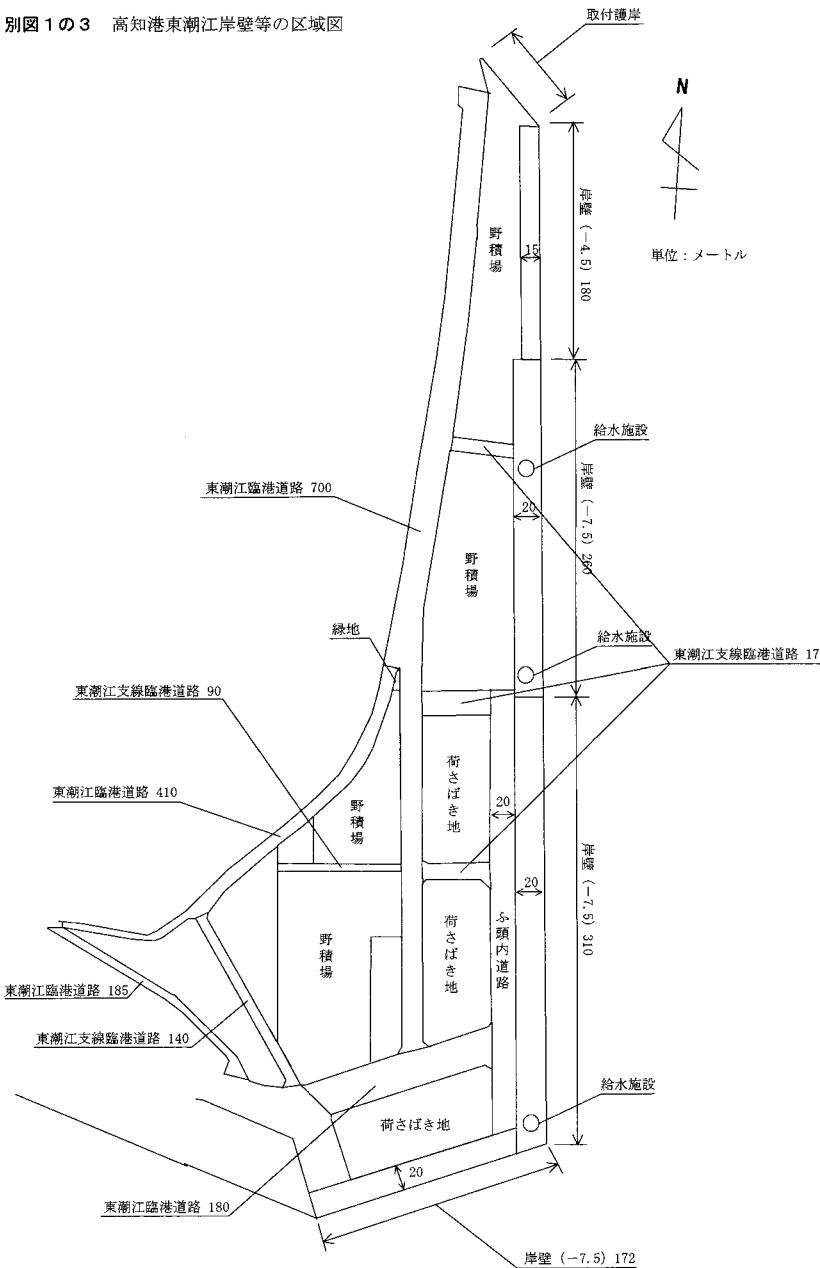
高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、同条第2項中「本条」を「前項」に改める。

第6条第5項中「暇」を「いとま」に、「前2項」を「第1項、第2項及び前項」に改める。

別表第2の別図1の3を次のように改める。

別図1の3 高知港東潮江岸壁等の区域図



附則
この規則は、平成19年12月1日から施行する。

告示

高知県告示第759号

生活保護法（昭和25年法律144号）第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成19年11月30日

高知県知事 橋本 大二郎
医療機関の名称 所 在 地 指定年月日
志和出張土居診 高岡郡四万十町志和528 平19・11・1
療所

高知県告示第760号

生活保護法（昭和25年法律144号）第50条の2の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成19年11月30日

高知県知事 橋本 大二郎
医療機関の名称 所 在 地 廃止年月日
武山診療所 高岡郡四万十町東町6-5 平19・10・31
武山内科志和診 " " 志和528 " " "
療所

高知県告示第761号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年11月30日

高知県知事 橋本 大二郎
1 解除予定に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町越裏門字竹ノ川169の8
2 保安林として指定された目的
水源のかん養
3 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第762号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定期日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。

平成19年11月30日

高知県知事 橋本 大二郎
第1 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、地元地区並びに制限又は条件
◎区画漁業権（6件）
〔第一種区画漁業権（真珠養殖）〕
〔西部海区関係〕

<p>1 公示番号 区第1,005号 (第一種(真珠)養老)</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 土佐清水市養老水落地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 土佐清水市あしづり港岸壁区画基点 ア 甲から磁針方向41度5分の線上甲から233メートルの点 イ 甲から磁針方向42度0分の線上甲から238メートルの点 ウ 甲から磁針方向51度10分の線上甲から210メートルの点 エ 甲から磁針方向49度10分の線上甲から204メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 真 1月1日から12月31日</p> <p>珠養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>土佐清水市のうち養老</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。</p> <p>2 公示番号 区第1,006号 (第一種(真珠)養老)</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 土佐清水市養老水落地先沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 土佐清水市あしづり港岸壁区画基点 ア 甲から磁針方向50度0分の線上甲から145メートルの点 イ 甲から磁針方向60度40分の線上甲から188メートルの点 ウ 甲から磁針方向92度10分の線上甲から160メートルの点 エ 甲から磁針方向92度10分の線上甲から110メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 真 1月1日から12月31日</p> <p>珠養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p>	<p>土佐清水市のうち養老</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。</p> <p>[第一種区画漁業権(貝類養殖)]</p> <p>(西部海区関係)</p> <p>1 公示番号 区第2,045号 (第一種(貝類)一切)</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切溜所丘地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡大月町一切漁港防波堤突端県漁場基点第246号</p> <p>基点乙 幡多郡大月町一切新網代区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に118度48分の線上甲から444メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から右に124度58分の線上甲から476メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から右に127度11分の線上甲から455メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に121度16分の線上甲から423メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日</p> <p>類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>幡多郡大月町のうち一切</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。</p> <p>[第一種区画漁業権(魚類養殖)]</p> <p>(西部海区関係)</p> <p>1 公示番号 区第3,084号 (第一種(魚類)柏島)</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島兼山神社下地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡大月町柏島県漁場基点第184号 基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台 ア 甲から乙を見通した線から左に50度26分の線上甲から447メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から左に33度30分の線上甲から466メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から左に24度0分の</p>	<p>線上甲から403メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から左に17度24分の線上甲から328メートルの点 オ 甲から乙を見通した線から左に58度40分の線上甲から279メートルの点 カ 甲から乙を見通した線から左に56度56分の線上甲から348メートルの点 キ 甲から乙を見通した線から左に54度35分の線上甲から424メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアを結ぶ7直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日</p> <p>類小割り式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>幡多郡大月町のうち柏島</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。</p> <p>2 公示番号 区第3,085号 (第一種(魚類)柏島)</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島赤むろ崎前地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡大月町柏島県漁場基点第184号 基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台 ア 甲から乙を見通した線から右に5度23分の線上甲から459メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から右に20度24分の線上甲から539メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から右に64度10分の線上甲から604メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に87度30分の線上甲から406メートルの点 オ 甲から乙を見通した線から右に75度51分の線上甲から307メートルの点 カ 甲から乙を見通した線から右に112度30分の線上甲から239メートルの点 キ 甲から乙を見通した線から左に12度24分の線上甲から253メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアを結ぶ7直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日</p>
--	---	---

類小割り式養殖業

(3) 地元地区
幡多郡大月町のうち柏島

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

3 公示番号 区第3,086号（第一種（魚類）安満地）

(1) 渔場の位置及び区域
 ア 渔場の位置 幡多郡大月町安満地越戸地先
 イ 渔場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町安満地棒瀬県漁場基点
 基点乙 幡多郡大月町安満地磯の浜むろ瀬県漁場基点
 基点丙 幡多郡大月町安満地平瀬県漁場基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に120度4分の線と乙から甲を見通した線から左に20度1分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に28度32分の線と乙から甲を見通した線から左に100度19分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に13度47分の線と乙から甲を見通した線から左に118度6分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に6度0分の線と乙から甲を見通した線から左に25度37分の線との交点
 オ 甲から乙を見通した線から右に0度18分の線と乙から甲を見通した線から左に0度27分の線との交点
 カ 甲から乙を見通した線から右に165度5分の線と乙から甲を見通した線から左に2度44分の線との交点
 キ 甲から丙を見通した線から右に92度3分の線と丙から甲を見通した線から左に21度12分の線との交点
 ク 甲から丙を見通した線から右に68度37分の線と丙から甲を見通した線から左に26度47分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアを結ぶ8直線により囲まれた区域

(2) 渔業の種類及び時期
 渔業の種類 渔業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区

幡多郡大月町のうち安満地

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

第2 免許予定日
平成20年3月11日

第3 漁業権の免許申請期間
平成19年12月17日から平成20年1月9日まで

第4 漁業権の存続期間
免許の日から平成20年8月31日まで（区第1,005号及び区第1,006号の区画漁業権については、免許の日から平成25年8月31日まで）
(この告示による区画漁業権の漁場図は、高知県海洋部漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第763号
次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。
平成19年11月30日
高知県知事 橋本 大二郎

1 高岡郡佐川町中組字下角口1078番2地先から下ナカヲカ1120番2地先に至る延長255メートルの道
2 高岡郡佐川町東組字ツキアワセ1236番3地先から西組字二ノへ112番1地先に至る延長350メートルの道

高知県告示第764号
平成19年6月高知県告示第423号（建築基準法による特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正し、平成20年1月1日から施行する。
平成19年11月30日
高知県知事 橋本 大二郎
3 中「もの」を「もの及び建築基準法に基づく認定型式又は認証型式部材等に該当するものによるもの」に改める。

高知県告示第765号
昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正し、平成19年12月1日から施行する。
平成19年11月30日
高知県知事 橋本 大二郎
表高知港の項中「263」を「403」に改める。

公 告

平成19年11月13日付けをもって健保労組高知病院支部支部長熊澤幸子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があつたので、公表する。

平成19年11月15日（掲示済）
高知県知事 橋本 大二郎

1 事件

(1) 年末一時金について
(2) 年末年始休暇・手当について
(3) その他の要求について

2 日時
平成19年11月24日午前零時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間

3 場所
厚生年金高知リハビリテーション病院施設の全職場及び敷地

4 爭議行為の概要
3の場所の全体又は一部において、すべての業務の停止等のあらゆる形の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員は配慮する。

公安委員会規則

特例施設占有者の指定等に関する規則をここに公布する。
平成19年11月30日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

高知県公安委員会規則第18号

特例施設占有者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定による特例施設占有者（遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第17条に規定する特例施設占有者をいう。以下同じ。）の指定（以下「特例施設占有者の指定」という。）、法第25条第1項の規定に基づく施設占有者（法第2条第6項に規定する施設占有者をいう。以下同じ。）に対する報告又は資料の提出の要求及び法第25条第2項の規定に基づく特例施設占有者に対する報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求並びに法第26条の規定に基づく施設占有者又は特例施設占有者に対する指示に関し必要な事項を定めるものとする。

（特例施設占有者の指定の通知等）

第2条 公安委員会は、特例施設占有者の指定をしたときは、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）第28条第1項の規定による申請を行った施設占有者（次項において「申請者」という。）に対し、別記第1号様式による指定通知書によりその旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、特例施設占有者の指定をしなかったときは、申請者に対し、別記第2号様式による不指定通知書によりその旨を通知するものとする。

3 規則第28条第4項の規定による公示は、別記第3号様式によ

る特例施設占有者指定公示書を公安委員会の掲示場（以下「掲示場」という。）に掲示して行うものとする。

（公示事項の変更の公示の方法）

第3条 規則第29条第2項の規定による公示は、別記第4号様式による特例施設占有者変更事項公示書を掲示場に掲示して行うものとする。

（特例施設占有者の指定の取消しの通知等）

第4条 公安委員会は、規則第30条第1項の規定に基づき特例施設占有者の指定を取り消したときは、当該特例施設占有者の指定を取り消された者に対し、別記第5号様式による指定取消通知書によりその旨を通知するものとする。

2 規則第30条第2項の規定による公示は、別記第6号様式による特例施設占有者指定取消し公示書を掲示場に掲示して行うものとする。

（報告等要求書による報告等の要求）

第5条 法第25条第1項の規定に基づく施設占有者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定に基づく特例施設占有者に対する報告若しくは資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、別記第7号様式による報告等要求書により行うものとする。

（指示書による指示）

第6条 法第26条の規定に基づく施設占有者又は特例施設占有者に対する指示は、別記第8号様式による指示書により行うものとする。

附 則
この規則は、平成19年12月10日から施行する。

別記**第1号様式** (第2条関係)

第 号

指定通知書

様

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

年 月 日付けで申請がありました下記の施設に係る遺失物法施行令第5条第5号の規定による特例施設占有者の指定については、指定をしましたので、通知します。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

高知県公安委員会 団

第2号様式 (第2条関係)

第 号
不指定通知書
氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名 様
年　　月　　日付けで申請がありました下記の施設に係る遺失物法施行令 第5条第5号の規定による特例施設占有者の指定については、指定をしませんので、 通知します。
記
1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
2 指定をしない理由
年　　月　　日
高知県公安委員会　印

(裏面)

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法に基づき高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、この場合においても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第3号様式（第2条関係）

第 号

特例施設占有者指定公示書

下記のとおり遺失物法施行令第5条第5号の規定による特例施設占有者の指定をしたので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定により公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

高知県公安委員会 団

第4号様式（第3条関係）

第 号

特例施設占有者変更事項公示書

遺失物法施行令第5条第5号の規定により 年 月 日付けでした特例施設占有者の指定について、下記のとおり公示事項の変更の届出があったので、遺失物法施行規則第29条第2項の規定により公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
- 3 変更の届出があった事項

年 月 日

高知県公安委員会 団

第5号様式 (第4条関係)

第 号

指定取消通知書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
様

年 月 日付けでしました特例施設占有者の指定について、遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき下記のとおり当該特例施設占有者の指定を取り消しましたので、通知します。

記

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

2 取消年月日

年 月 日

3 指定を取り消した理由

年 月 日

高知県公安委員会 団

(裏面)

(教示)

1 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法に基づき高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

2 行政手続法第27条第2項ただし書の規定に基づき異議申立てをすることができる場合で、この処分に不服があるときには、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法に基づき高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）が、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、この場合においても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第6号様式 (第4条関係)

第 号

特例施設占有者指定取消し公示書

年 月 日付けでした下記の特例施設占有者の指定について、遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき当該特例施設占有者の指定を取り消したので、同条第2項の規定により公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

高知県公安委員会 印

第7号様式 (第5条関係)

第 号

報告等要求書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
様

報告
遺失物法 第25条第1項 の規定に基づき、下記のとおり資料の提出 を求めます。
第25条第2項 保管物件の提示

記

- 1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
- 2 報告を求める事項、提出を求める資料又は提示を求める保管物件

年 月 日

高知県公安委員会 印

第8号様式 (第6条関係)

第 号
指示書
氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
様
第26条第1項 遺失物法の規定に基づき、下記のとおり指示をします。 第26条第2項
記
1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
2 指示をする事項（内容）
3 指示をする理由
年　　月　　日
高知県公安委員会

(裏面)

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法に基づき高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、この場合においても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

選挙管理委員会告示**高知県選挙管理委員会告示第137号**

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成19年11月16日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

表中

四万十町	四万十町興津公民館	高岡郡四万十町興津2187番地2	〃
------	-----------	------------------	---

を

〃	津野町福祉交流センター	高岡郡津野町力石2870番地	平成19年11月16日
〃	津野町東津野B&G海洋センター	高岡郡津野町芳生野甲200番地5	〃
〃	平安の家	高岡郡津野町北川2284番地3	〃
四万十町	四万十町興津公民館	高岡郡四万十町興津2187番地2	平成18年9月8日

に改める。

高知県選挙管理委員会告示第138号

高知市長選挙は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第119条第2項の規定により、平成19年11月25日に行う高知県知事選挙と同時にこれを行う。

平成19年11月18日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

高知県選挙管理委員会告示第139号

平成19年11月25日に行う高知県知事選挙及びこれと同時に高知市長選挙における投票及び開票の順序を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により次のとおり定めた。

平成19年11月18日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

1 投票の順序

- (1) 高知県知事選挙
- (2) 高知市長選挙

2 開票の順序

- (1) 高知県知事選挙
- (2) 高知市長選挙

高知県選挙管理委員会告示第140号

南国市長選挙は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第119条第2項の規定により、平成19年11月25日に行う高知県知事選挙と同時にこれを行う。

平成19年11月18日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

高知県選挙管理委員会告示第141号

平成19年11月25日に行う高知県知事選挙及びこれと同時に南国市長選挙における投票及び開票の順序を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により次のとおり定めた。

平成19年11月18日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

1 投票の順序

- (1) 高知県知事選挙
- (2) 南国市長選挙

2 開票の順序

- (1) 高知県知事選挙
- (2) 南国市長選挙

高知県選挙管理委員会告示第142号

宿毛市長選挙は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第119条第2項の規定により、平成19年11月25日に行う高知県知事選挙と同時にこれを行う。

平成19年11月18日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

高知県選挙管理委員会告示第143号

平成19年11月25日に行う高知県知事選挙及びこれと同時に宿毛市長選挙における投票及び開票の順序を、公職選挙法（昭和

25年法律第100号) 第122条の規定により次のとおり定めた。
 平成19年11月18日(掲示済)
 高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

1 投票の順序
 (1) 高知県知事選挙
 (2) 宿毛市長選挙

2 開票の順序
 (1) 高知県知事選挙
 (2) 宿毛市長選挙

監査公表

監査公表第20号

平成19年11月30日

高知県監査委員 武石 利彦
 同 植田 壮一郎
 同 坂本 千代
 同 奴田原 訂

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、平成19年9月19日 高知市 田所辨蔵ほか4名から提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、平成19年11月13日に監査結果を通知したので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

(原文登載)

高知県職員措置請求監査報告書

第1 請求の受理

1 請求人

高知市 田所 辨蔵
 高知市 森 武彦
 高知市 高橋 正雄
 高知市 中内 理津子
 高知市 梶川 フサ子

2 請求の内容

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

(1) 措置内容

高知女子大学の池地区への統合移転計画に係る高知女子大学池キャンパス整備工事実施設計委託契約及び高知女子大学池キャンパス整備設備工事実施設計委託契約(以下「本件委託契約」という。)を中止しないことは違法・不当であるので、本件委託契約の委託費(建築設計4,462万5千円、設備設計1,669万5千円)の支出差止め又は停止を求める。

(2) 請求の理由

ア 本件予算は、県の大学改革基本計画(以下「基本計

画」という。)が県議会で承認されなかったのに、県と大学側との意思統一がないまま提案された。大学側は看護学部、社会福祉学部の定員増などの方向性が一致したものに対する予算と理解しているのに、県は文化学部の移転も含め基本計画が認められたと手前勝手に解釈し事務を進めている。県と大学側の方針は現段階でも一致せず、大学内でも学生や教職員の理解も得られず、県民への説明義務も果たされていない。

県財政が危機的状況にあるにも関わらず多額の公費投資は県民に必要以上の負担を強いるものである。

イ 本件造成工事には、新学部の予定敷地も含まれているが、新学部構想は、未だに計画自体が二転三転しており場所を含め未確定である。

ウ 県は、永国寺キャンパスという大学に最適の文教財産を所有し、現に有効に活用しているのに、県民の負託に反して故意にキャンパスを郊外に移転しようとしており、公有財産の管理上重大な誤りと損失を発生させようとしている。大学改革の推進が永国寺キャンパスでは不可能との根拠は何もない。

エ 本件関連予算は、100億円を超す事業として県民の理解が困難な事情を背景に6月県議会で修正・削除された。予算執行は、財務会計上の法的根拠を失っている。

オ 予算が削除されたことから、本件委託契約の業務は、契約書に定めたように中止(契約変更)されるべきだが漫然と放置している。

カ もし、業務の停止を通知しないまま業務委託を漫然と続ければ、結果的に6,132万円の公金を根拠が曖昧なまま執行しなければならなくなる。4月及び5月に契約した業務は、6月県議会の審議で工事自体の見通しが困難になったのである。速やかに業務の停止を通知し、本年度の必要以上の公金支出を未然に防ぐ責務が発注者側にある。

キ 本件の委託契約による建築計画の再検討は必ずしも当初計画案がそのまま実現する可能性は低い。本計画を直ちに中断し、県民合意を得る再検討がされなければ県民の税金が浪費される危険がある。

(3) 事実を証する書面

ア 文書「I. 大学改革の経過と問題点」

イ 平成19年4月17日付け高知女子大学池キャンパス整備工事実施設計委託業務契約書

ウ 県立大学池キャンパス整備事業計画

エ 平成19年4月17日及び平成19年5月2日付け支出負担行為決議書、契約締結証

オ 平成19年4月24日及び平成19年5月23日付け支出命

令書

カ 平成19年度6月補正歳出予算見積書

キ 平成19年6月高知県議会総務委員会及び企画建設委員会委員長報告

ク 平成18年10月4日付け高知新聞記事ほか

3 請求の要件審査

本件請求は、平成19年9月19日に受付し、要件審査の結果、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

(1) 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成19年10月10日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

ア その際、請求人から、請求内容を補足するものとして次の陳述がなされた。

(ア) 契約をするなら、関係者との意思統一がなされ、事業内容を詰めておくべきである。

(イ) 大学側が移転統合を了解したのは契約締結後2箇月もたってからであり、予算措置がなされているとはいえない、事業の内容も固まっていないのに平成19年4月及び5月に本件委託契約を発注したのは不适当である。

イ 併せて、平成19年10月8日に開催された県立大学改革のあり方を問う会の配布資料及び高知女子大学池キャンパス整備工事実施設計委託業務契約書の特記仕様書の書面が提出された。

(2) 執行機関に対して、同日に陳述の機会を与えた。

2 監査対象事項

請求の趣旨及び陳述内容から、次の事項を監査対象とした。

(1) 本件委託契約の締結が不适当であるか否か。
 (2) 契約書第22条第1項の規定により業務を中止しなかったことが違法・不适当であるか否か。

3 監査対象機関

本件委託契約の事務を所管している政策企画部私学・大学支援課(以下「私学・大学支援課」という。)を監査対象機関とした。

第3 監査の結果

請求人の主張は認められていないので、本件請求を棄却する。以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 本件委託契約の締結に至る経過

ア 大学改革に向けた取組の経緯

時期	内容																																										
15年1月	県立大学改革検討委員会設置	今後の在り方を総合的に判断し、検討するため平成15年1月に県立大学改革検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置した。	わせて共学化する。																																								
16年10月	県立大学改革検討委員会提言	検討委員会は、大学教育の機会の拡大や社会的ニーズにこたえる人材の育成など五つの視点を重視して大学改革を進める必要があるとする提言を取りまとめ、平成16年10月に知事に提出している。	(ウ) キャンパスの整備																																								
17年12月	県立大学社会科学系学部基本構想を公表	(イ) 県は、提言に盛り込まれた新たな社会科学系学部の具体策として、法務総合学部の基本構想を平成17年12月に公表した。併せて県立大学改革の具体化に向けて高知女子大学及び高知短期大学と協議を重ね、平成18年9月に基本計画を策定している。	学部学科を再編するためには、新たな施設整備が必要であり、永国寺キャンパスの施設の老朽化や狭隘さが課題となっていることからも、教育環境の改善及び管理運営面での効率化、さらには保健・医療・福祉の分野での高知医療センターとの連携を更に強めるため、学部再編に合わせて平成21年4月を目途にキャンパスを池地区に統合する。																																								
18年8月24日	高知女子大学が中長期計画を策定		エ 中長期計画																																								
18年9月	高知県立大学改革基本計画を策定		高知女子大学が平成18年8月に策定した中長期計画（以下「中長期計画」という。）では、「大学としては、学生のトータルなキャンパス・ライフを実現するためにも、キャンパスを統合することを基本指針とする。平成10年度に池キャンパスが開設されて、永国寺と池の2つの分離キャンパス体制になったことは、学生生活のトータルなキャンパス・ライフの構築を妨げ、学部横断的な学際領域の教育・研究活動や大学管理運営の効率化を図る上で障害となっている。」と述べている。																																								
18年10月6日	9月県議会で池キャンパス施設整備基本設計及び実施設計（債務負担行為）委託料等の補正予算案が可決される。	(ウ) 基本計画の概要 基本計画の概要是、次のとおりである。 (ア) 学部・学科の再編 学部の再編と新しい学部の設置によって、高知女子大学を下記のとおり5学部5学科とする。 法務総合学部以外の4学部の再編は、平成21年度とし、法務総合学部の設置時期はキャンパスの設置場所と合わせて決定する。	また、学部再編に関しては、看護学部及び社会福祉学部の拡充など、「地域の保健・医療・福祉施設と連携し、薬学、栄養、看護、福祉の領域を拡充することが県立大学としての本学の特徴を最も生かすことができる方法と考える。」としている。																																								
18年12月21日	池キャンパス整備基本設計委託契約締結		一方、新学部に関して、大学は、薬学系学科と栄養学系学科で構成される健康人間学部の設置を提案しており、県の基本計画にある法務総合学部は、志願者見込み及び卒業後の進路などの点で課題があり、今後の大学法人化に向けて重荷になる可能性があるとしている。男女共学に関しても、当面の課題としては共学の実質化に取り組み、「高知女子大学」という大学名の改称は実質化の進展結果を待って判断するべきであるとしている。																																								
19年3月16日	2月県議会で池キャンパス施設整備実施設計委託料等の平成19年度当初予算案が可決される。		オ 大学との協議について (ア) 基本計画について																																								
19年3月30日	池キャンパス整備基本設計委託業務完了		企画振興部長（現在は政策企画部長）は、平成18年9月県議会の答弁の中で、「大学との話し合いの中で一致していない部分はありますが、保健・医療・福祉を支える人材の育成といった観点から、今後、高知医療センターとの連携を視野に入れて看護学部や社会福祉学部、健康栄養学部を充実することについては大学の考え方と方向性は一致しており、池キャンパスで施設整備を行うための設計																																								
19年4月17日	池キャンパス整備実施設計委託契約締結（建築設計）																																										
19年5月2日	池キャンパス整備実施設計委託契約締結（設備設計）																																										
19年5月31日	大学運営会議及び評議会が池キャンパス新棟設計最終案に合意																																										
19年6月14日	大学運営会議及び評議会が大学として池キャンパス移転を意思決定																																										
19年6月29日	6月県議会で池キャンパス造成工事費等の補正予算案を削除する修正案が可決される。																																										
19年10月10日	9月県議会で池キャンパス造成工事費及び施設整備費等の補正予算案を削除する修正案が可決される。																																										
イ 統合移転計画 (ア) 県は、県立大学の設置者として、女子大学の																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学部名</th> <th rowspan="2">学科名</th> <th colspan="2">再編後の状況</th> <th rowspan="2">現在の状況</th> </tr> <tr> <th>1学年定員</th> <th>1学年定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護学部</td> <td>看護学科</td> <td>80名程度</td> <td>40名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉学部</td> <td>社会福祉学科</td> <td>70名程度</td> <td>30名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康栄養学部</td> <td>健康栄養学科</td> <td>40名程度</td> <td>20名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化学部</td> <td>文化学科</td> <td>80名程度</td> <td>80名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法務総合学部</td> <td rowspan="2">法務総合学科</td> <td>昼間主</td> <td>160名程度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>夜間主</td> <td>40名程度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>470名程度</td> <td>170名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 高知短期大学の廃止と男女共学化 法務総合学部の設置により、高知短期大学を廃止する。また、平成21年4月の学部再編に合</p>	学部名	学科名	再編後の状況		現在の状況	1学年定員	1学年定員	看護学部	看護学科	80名程度	40名		社会福祉学部	社会福祉学科	70名程度	30名		健康栄養学部	健康栄養学科	40名程度	20名		文化学部	文化学科	80名程度	80名		法務総合学部	法務総合学科	昼間主	160名程度	—	夜間主	40名程度	—	合計		470名程度	170名		
学部名	学科名	再編後の状況			現在の状況																																						
		1学年定員	1学年定員																																								
看護学部	看護学科	80名程度	40名																																								
社会福祉学部	社会福祉学科	70名程度	30名																																								
健康栄養学部	健康栄養学科	40名程度	20名																																								
文化学部	文化学科	80名程度	80名																																								
法務総合学部	法務総合学科	昼間主	160名程度	—																																							
		夜間主	40名程度	—																																							
合計		470名程度	170名																																								

費等の予算を今回提案しています。大学と意見が一致していない点として、男女共学化や薬学系の学科及び法務総合学部の設置などがありますが、学生本位、県民視点の立場に立てば、いつまでも時間を費やすのではなく設置者として判断すべき時期だと考えましたので、基本計画を策定し、県民の皆様を初め県議会にお示して、それに沿った予算を提案したものです。」と述べている。

一方、前学長は、平成18年10月3日の企画建設委員会において、「基本計画は我々に何の相談もなしにまとまったものであり、これは、委員会の提言と、あとは、中長期計画のつまみ食いでしかない。」と述べている。

(イ) 移転統合について

私学・大学支援課は、既存学部の移転統合に関する基本設計及び実施設計委託料（債務負担行為）を平成18年度9月補正予算案として県議会に提出する際に、平成18年8月8日ほか数回大学側と当該予算内容についての協議をしており、基本設計業務の段階においても、大学の各学部の教員と設計者が直接協議をしながら進めてきたと説明している。

私学・大学支援課は、こうした協議の結果等を踏まえ、移転統合について、次のとおり説明している。

a 平成18年8月に高知女子大学が策定し、公表した中長期計画の中に、「小規模な大学である本学が2つの分離キャンパスに分かれていることは、学生にとっては極めて不便で、安全性を保証されない学習の場となっている。池キャンパスの学生は、教養教育や教職科目を履修するために2つのキャンパスを右往左往している状態に置かれ、サークル活動も制限されており、豊かな学生生活を送る上で大きな障害となっている。」との記述があり、キャンパスの統合を基本指針とするということも書かれている。少なくともこの時点では、既存学部を池キャンパスへ移転することは県と大学側で一致している。

b 平成18年度9月補正予算案を出した際、前学長から移転統合の是非に関しては、県議会の判断に従うというような発言がなされており、その結果、予算が認められたのだから大学側も合意していると判断する。

c さらに、平成19年6月14日の大学運営会議

及び評議会において、移転統合の決議がなされ、大学側として正式な意思決定をしている。

カ 当該予算及び基本計画の県議会での審議

県は平成18年9月県議会に提出した補正予算案に本件委託契約の委託料等を計上するとともに、基本計画について企画建設委員会に報告している。

(ア) 基本計画

提案理由説明において知事は、基本計画について、「高知女子大学や高知短期大学とのこれまでの協議では、学部と学科の構成や男女の共学化などの面でいまだに意見の一致を見ていませんが、大学教育の機会の拡充や地域社会が必要とする人材の育成を初め、保護者の経済的な負担の軽減や若者の定着に向けての取り組みは緊急に対応すべき課題ですので、できるだけ早く実施に移すためにも設置者としての判断をお示しすべきときだと考えました。」と述べている。

これを受けて、企画建設委員会において、補正予算の審査の過程で基本計画が議論され、「当委員会としては、2日間にわたるこれらの審査を踏まえ、補正予算議案に関連して執行部から報告のあった基本計画については、男女共学化と法務総合学部を初めとする県と大学との間の相違点について、両者の真摯な話し合いの結果を得た上で、別途判断することといたしました。」との委員長報告が本会議でなされている。

(イ) 当該予算の議決

既存学部の移転統合に関する基本設計委託料等8,398万9千円、実施設計委託料（債務負担行為）6,930万円の補正予算案が平成18年10月6日に可決されている。

なお、基本計画が議会においても県と大学の間においても合意となっていないにもかかわらず池キャンパス新棟建設を進めることは問題であるとして、当該予算の削除を求める修正案が出されたが否決されている。

また、県と大学が真摯に協議し、この協議を踏まえたうえで基本計画を県民に明らかにするとともに、議会の承認が得られるまでは当該予算の執行を停止すべきであるとの付帯決議案が提出されたが、否決されている。

この結果に対して私学・大学支援課は、「設計にかかる予算が可決されたのだから既存学部

の移転統合に関しては、県議会の承認が得られたものと認識している。」と説明している。

キ 男女共学化及び新学部に関する大学側との協議

私学・大学支援課は別途県議会から協議を求められた男女共学化及び法務総合学部について、「再度大学側と協議を行った結果、共学化することについては、前学長と平成18年12月に合意した。新学部については、平成18年度は高知短期大学、平成19年度から高知女子大学というふうに順次、学長と副知事を中心にして協議することとした。しかし、新学部については、いまだその結論には至っていない。」と説明している。

ク 基本設計

基本設計の大学側及び議会への説明等について、私学・大学支援課は次のとおり説明している。

(ア) 当該予算で認められた基本設計委託業務について、プロポーザル方式により業者の選定を行っており、その際、高知女子大学の生活科学部長が高知女子大学池キャンパス新棟設計プロポーザル審査委員会の委員として参画している。

基本設計は、平成18年12月21日に契約を締結し、平成19年3月30日に業務完了している。その後、大学全体で実施設計に向けた設計内容の確認を行い、平成19年5月31日の大学運営会議及び評議会で正式な合意がなされている。

(イ) 議会に対しては、平成19年5月24日の企画建設委員会への業務概要説明で基本設計の概要を説明し、現地調査も行っている。その際、特に否定的な意見はなかった。

ケ 移転統合に要する費用

(ア) 平成18年9月県議会の企画建設委員会の審議の中で、移転統合に要する費用について委員から質問があり、執行部は、池キャンパスの整備費用は概算で40億円程度、別途法務総合学部を単独で整備する場合の設置費用は大まかな試算で、25億円程度を見込んでいると説明している。

(イ) 平成19年6月県議会では、執行部は、造成費、建物の建設費、現在使用している看護学部等の建物の改修工事費と新たな備品類などの整備、また、一学年200人の社会科学系学部のキャンパス整備費、永国寺南キャンパスの耐震工事及び改修工事等をすべて含めると、おおむね100億円ほどかかるのではないかと推計していると説明している。

(2) 本件委託契約の概要

ア 契約締結について

私学・大学支援課は、平成21年4月の再編・統合のためには、遅くとも平成19年度に実施設計を完了しなければならないため平成19年4月及び5月に次の契約を締結したと説明している。

なお、債務負担行為として認められた実施設計委託業務については、前段の基本設計委託業務の履行期限の関係で、債務負担行為に基づく契約ではなく、平成19年度当初予算での発注となっている。

(ア) 高知女子大学池キャンパス整備工事実施設計委託業務（建築設計）

- a 契約日 平成19年4月17日
- b 契約期間 平成19年4月17日から平成20年3月25日まで
- c 契約金額 4,462万5千円

(イ) 高知女子大学池キャンパス整備設備工事実施設計委託業務（設備設計）

- a 契約日 平成19年5月2日
- b 契約期間 平成19年5月2日から平成20年3月25日まで
- c 契約金額 1,669万5千円

イ 契約の内容

私学・大学支援課は、当該業務は既存学部の池キャンパスへの移転統合に際し建設する建物の建築設計業務及び設備設計業務であり、これには新学部である法務総合学部に関するものは含まれていないと説明している。

(3) 造成工事費等に関する県議会の審議

県は、平成19年6月県議会に本件の関連予算として、高知女子大学池キャンパスの造成工事費4億1,823万8千円（債務負担行為を含む。）及び植栽移設工事費1,000万円の補正予算案（以下「6月補正予算案」という。）を提出している。

付託を受けた企画建設委員会での審議で、「施設ができるで学ぶ場ができることに異論はないが、そのことが県行政の中でどういう位置を占めるのか、財政運営上どうなのかということを県民が納得して初めてスタートできる話である。その部分が不透明なまま、大学改革が見えていない中でなぜ急ぐのか。今回、100億円という金額を見て初めて事業費の概要がわかったところである。今回の説明のままでは不透明さが残るし、地方交付税措置もどう動くかわからない中で、そこを見越さないで進んでいくことには疑義がある。」との意見や「大学構想自体には反対しないが、今の時期でいいのか。社会科学系学部のことも大学と調整できないし、財政健全化法の内容も秋ごろまでにはその方

針が決まる。そういった中で6月定例会の補正予算で出してくるのはおかしいのではないか。」との意見があり、非常に厳しい県の財政問題及び新学部に関する構想がまとまっていない状況で事業を進めていくのは尚早ではないかとされ、6月補正予算案を削除する修正案が可決されている。

この結果に対して私学・大学支援課は、「6月県議会で補正予算が修正となった理由としては、財政問題が大きくクローズアップされたこと、それから新学部の内容が定かでなく、全体構想が見えないという理由だった。そういうことなので、県議会の判断としても改革そのものを否定するものではないと考えている。」と説明している。

(4) 契約変更・中止について

ア 契約書第22条について

業務の中止に関しては、本件委託契約の契約書第22条で次のように規定されている。

第22条 甲（委託者：県）は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙（受託者：業者）に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲（委託者：県）は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙（受託者：業者）が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙（受託者：業者）に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

イ 契約書第22条第1項の規定

(ア) 土木設計等業務委託契約書の標準書式の規定によれば、県の委託契約に係る一般的な業務中止要件は、次のとおりである。

a 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱その他の自然的又は人為的な事象であって、乙（受託者：業者）の責に帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、乙（受託者：業者）が業務を行うことができないと認められるときは、甲（委託者：県）は、業務の中止内容を直ちに乙（受託者：業者）に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

b 甲（委託者：県）は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙（受託者：業者）に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

(イ) 本件委託契約の契約書は建築設計業務委託契約書（Aタイプ）の標準書式を使用しているため、上記（ア）のaの規定がない。このため、業務中止に関しては、具体的な要件の記載がなく、委託者が必要があると認めるときとなっている。

ウ 委託業務の進捗状況

私学・大学支援課の説明によると、6月補正予算案を削除する修正案が可決された時点の進捗状況は、実施設計図面を書くために各学部からの要望ヒアリングが終わった段階であり、おおむね次のとおりであった。

- (ア) 建築設計 30パーセント程度
- (イ) 設備設計 5パーセント程度

エ 業務の中止について

私学・大学支援課は、次の理由により委託業務を中止していないと説明している。

- (ア) 関連する造成工事費等の予算が成立しなかつたことが、即、本件委託契約の業務を中止すべき要件なのかどうかが必ずしも明確でないこと。

(イ) 平成19年6月県議会で6月補正予算案を削除する修正案が可決された後も、県と大学は、改革の必要性を確認し、平成21年の再編・統合に向けて取り組んでいた。秋になれば、修正案が可決された理由の一つである財政問題が明らかになるということもあり、ここで止めるとますます平成21年4月の開学ができなくなること。

(ウ) 平成19年6月県議会で6月補正予算案を削除する修正案が可決された後も、本件委託契約の執行停止を県議会から求められていないと考えられること。

(5) 平成19年9月県議会での審議結果

ア 补正予算について

県は、平成19年9月県議会に再度大学改革関連予算として、造成工事費等3億7,242万円（債務負担行為を含む。）、植栽移設工事費891万3千円に加えて、施設整備費等46億2,722万円（債務負担行為）等の補正予算案（以下「9月補正予算案」という。）を提出したが、審議の結果、9月補正予算案を削除する修正案が可決されている。

私学・大学支援課は、修正案が可決された理由に

ついて、県の財政問題及び永国寺キャンパスの活用策が明らかになっていないこと、大学内に一部異論があることにとてはいる。

イ 平成21年4月の移転統合について
 私学・大学支援課は、上記1の(3)、1-(5)のア等により、「平成21年4月の移転統合はできなくなつたが、移転統合そのものを否定する意見はなかつたので、本件実施設計が無駄になるというようなことは考へていない。大学改革の必要性に変わりはなく、県議会でも改革そのものを否定されたとは考へていない。大学の学長及び事務局長などとも協議を始めたところであり、大学側としても健康・医療・福祉領域の人材育成を強化するということでワーキンググループをつくって検討をしており、今回の改革を中断するわけにいかないという考えを持っていことを確認もしている。」と説明している。

なお、平成19年10月31日付け高知新聞によれば、「知事は、平成19年9月県議会以降に学長と確認した事項として、▽大学側は一部を除いて池地区への移転統合など県の提案を是としている、▽学長は県計画を搖るぎなく進めてほしいと考えている」と指摘。今後、府内での議論を経た上で次期知事には『学長は移転統合を白紙に戻す考えではない、といふことを引き継いでいく』と述べた。移転時期については、県の当初計画を1年遅らせて平成22年4月を目標とし、『来年の6月定例会までに(関連予算案などを県議会)に諮るという流れになるのではないか』とした。」と報道されている。

2 監査委員の判断

(1) 本件委託契約について

請求人は、大学側の意思決定がなされてなく、事業の内容も固まつてないのに本件委託契約を発注したのは不适当であると主張している。

大学側の意思を尊重するという県の姿勢に立つならば、契約締結の前に大学の最高意思決定機関とされる評議会の決定がなされることが最善であったとも考えられる。しかしながら、男女共学化と新学部の設置について、県と大学側に意見の隔たりはあったものの、その他の内容については、おおむね県と大学側の考えは一致していたものと認められる。

なぜなら、1-(1)-エのとおり高知女子大学が策定した中長期計画と県の基本計画を比較しても、看護学部、社会福祉学部及び健康栄養学部を充実すること等については、大きな相違は認められないからである。

また、既存学部の移転統合についても、1-(1)-オ

の(イ)のとおり、契約の締結までには、大学側と何度も協議し、各学部の教員と設計者が直接協議をしながら進めてきていることが認められる。さらに、1-(1)-クの(ア)のとおり池キャンパスへの移転統合を前提とした基本設計の設計業者を決める高知女子大学池キャンパス新棟設計プロポーザル審査委員会の委員として高知女子大学の生活科学部長が参画していることからすれば、大学側として移転統合を是認する意思決定がなされたものと県が受け止めたことが誤りであったとも言えない。

なお、本件委託契約には、県と大学側の意見が一致していない新学部の設計は含まれてなく、県と大学側との協議の結果、新学部の内容あるいは設置場所がどのような結論になろうとも、本件委託契約の業務には影響しないものと認められる。この点からしても、新学部を除く部分については、一定事業内容は定まっていたと言える。

以上のことから、池キャンパスへの移転統合を進めるため、県が本件委託契約を締結したことが不当なものであるとまでは言えない。

(2) 本件委託契約の中止について

1-(4)-イの(イ)のとおり、契約書に委託業務の中止について具体的な要件が定められていない以上、業務を中止するか否かは県の裁量行為と認められる。よって、委託業務を中止しないことが、裁量権の濫用あるいは逸脱に当たるか否かについて判断する。

ア 請求人は、平成19年6月県議会で6月補正予算案を削除する修正案が可決されたことにより、①予算執行について、財務会計上の法的根拠を失っている、②工事自体の見通しが困難になった、③建築計画の再検討は必ずしも当初計画案がそのまま実現する可能性は低い、ことから契約書第22条第1項に基づいて委託業務を中止しないことは違法であると主張している。

イ 財務会計上の法的根拠について

平成19年6月県議会において6月補正予算案を削除する修正案が、また、平成19年9月県議会においては9月補正予算案を削除する修正案がいずれも可決され、造成工事費等の予算は成立していない。しかし、これらの予算は、あくまでも1の(3)のとおり造成工事費等であって、本件委託契約の実施設計に関する予算は、平成18年9月県議会で債務負担行為として、そして、平成19年2月県議会で改めて平成19年度当初予算として成立している。

もちろん、本件委託契約の実施設計と造成工事等は、既存学部の移転統合に関連するものではあるが、本件委託契約にかかる予算が県議会で可決され、そ

の議決が変更されていない以上、本件委託契約について、財務会計上の法的根拠がなくなったとまでは言えないものと考えられる。

ウ 工事の見通しについて

1の(3)及び1-(5)の(ア)のとおり、造成工事費及び施設整備費等の予算が認められなかった要因は、全体計画が定まっていない中で、移転統合及び新学部の設置等により100億円もの巨費が必要となること並びに移転統合に当たって、新学部構想等まだ未整理の課題があることであると考えられる。

こうした理由により6月県議会及び9月県議会で修正案が可決されたものの、県としては、1-(5)のイのとおり移転統合が完全に否定されたものとは認識してなく、断念したわけでもない。

一方、学長も移転統合を是とする考えに変わりがないと認められる。

したがって、新学部及びこれに関連した男女共学化の問題について県と大学側とで意見の調整ができれば、近いうちに改めて県議会で議論されることは十分に考えられるところであり、現時点で工事の見通しが困難になったとまでは言えない。

エ 計画変更と成果品について

今後の県の財政状況等によっては、現計画が見直される余地が全くないとは言えない。しかし、1の(3)あるいは1-(5)のアのとおり、これまでの県議会での審議や県と大学側との協議の中で、基本計画のうち既存学部に関する部分を大幅に見直すべきだとの考えは示されてなく、現時点においては、今後、池地区への移転統合が白紙に戻ったり、新学部を除く既存学部の定数等に大幅な変更があるとまでは認められない。そうであるなら、本件委託契約の成果品である実施設計書が、直ちに無用のものになるという判断には至り得ないところである。

よって、既存学部の移転統合が明確に否定されたものではなく、現時点で実施設計書が無用になることはないと私学・大学支援課が判断し、業務の中止を行わなかったことが裁量権を濫用し、あるいは逸脱しているとまでは言えないものと考えられる。

(3) 結論

以上のことから、本件請求における請求人の主張は、いずれも理由がないものと判断する。